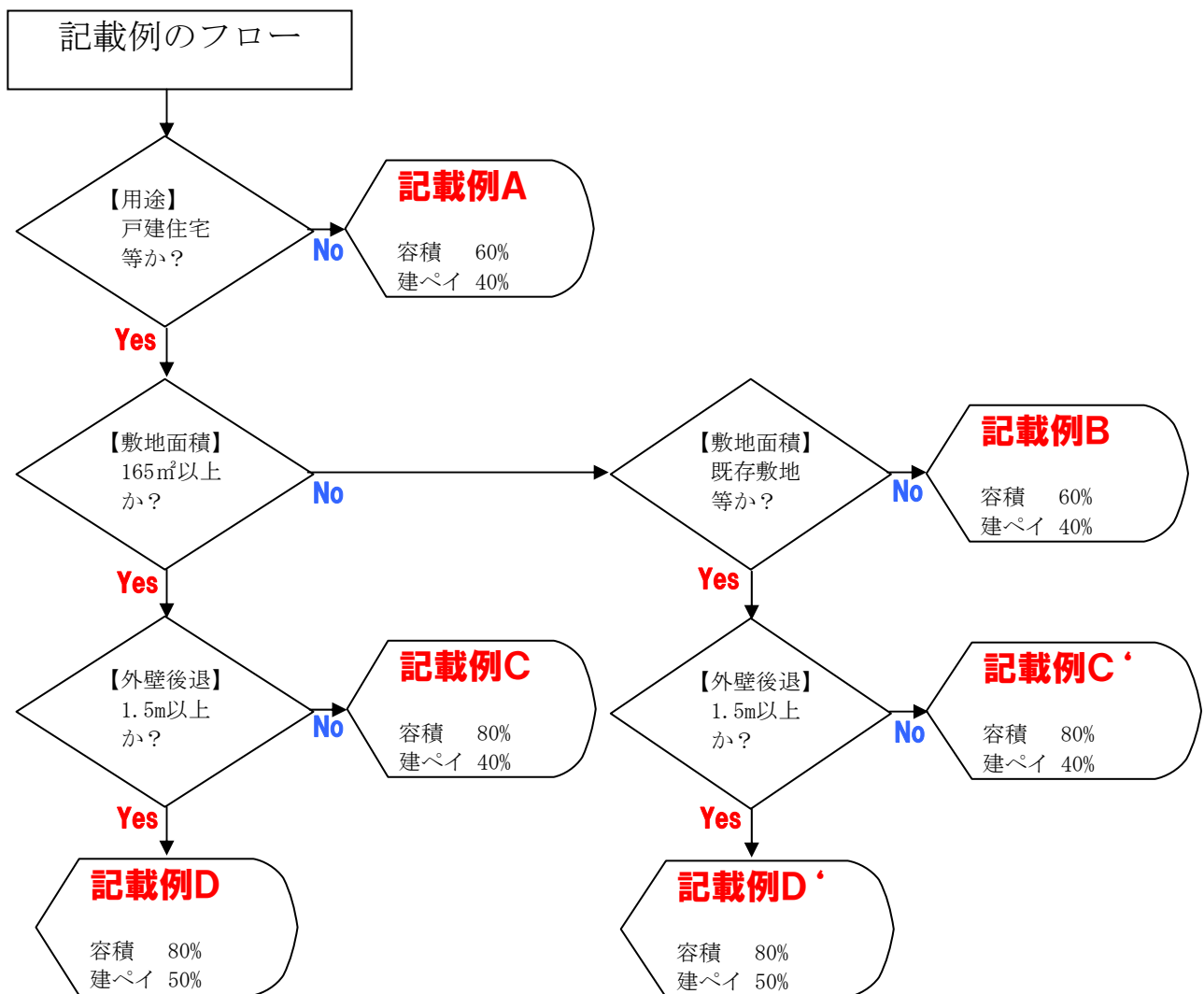


福岡市戸建住環境形成地区特別用途地区建築条例
確認申請書（三面）、建築計画概要書（二面）の記載例

関連条文：福岡市戸建住環境形成地区特別用途地区建築条例
改正年月日：
窓口：建築指導課

戸建住環境形成地区内では、用途や敷地面積などによって容積率、建ぺい率の最高限度が変化するため、建築計画概要書等の記載については、以下の記載例を参考にご記入下さい。



◆記載例A [容積60%/建ぺい40%]

・用途が戸建住宅等ではない

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 **戸建住環境形成地区特別用途地区**，法22条区域
壁面後退距離1.0m，最高高さ制限10m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (200.00) () () () ()

(2) () () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 **(第一種低層住居専用地域)** () () () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(**80.00**) () () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】
(**50.00**) () () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 200.00
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 **60.00**

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 **40.00**

【チ. 備考】 **特別用途地区(戸建住宅等以外)**

【18. その他必要な事項】

◆記載例B [容積60%/建ぺい40%]

・用途が戸建住宅等である

・敷地面積が165㎡に満たない

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 **戸建住環境形成地区特別用途地区**，法22条区域
壁面後退距離1.0m，最高高さ制限10m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (160.00) () () () ()

(2) () () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 **(第一種低層住居専用地域)** () () () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(**80.00**) () () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】
(**50.00**) () () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 160.00
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 **60.00**

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 **40.00**

【チ. 備考】 **特別用途地区(戸建住宅等、165㎡未満)**

【18. その他必要な事項】

◆記載例C [容積80%/建ぺい40%]

- ・用途が戸建住宅等である
- ・敷地面積が165㎡以上である
- ・外壁後退が1.5m未満である

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 **戸建住環境形成地区特別用途地区**，法22条区域
壁面後退距離1.0m，最高高さ制限10m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (200.00) () () ()
(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 **(第一種低層住居専用地域)** () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(**80.00**) () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】
(**50.00**) () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 200.00
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 **80.00**

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 **40.00**

【チ. 備考】 **特別用途地区(戸建住宅等、165㎡以上、外壁後退1.5m未満)**

【18. その他必要な事項】

◆記載例D [容積80%/建ぺい50%]

- ・用途が戸建住宅等である
- ・敷地面積が165㎡以上である
- ・外壁後退が1.5m以上である

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 **戸建住環境形成地区特別用途地区**，法22条区域
壁面後退距離1.0m，最高高さ制限10m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (200.00) () () ()
(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 **(第一種低層住居専用地域)** () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(**80.00**) () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】
(**50.00**) () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 200.00
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 **80.00**

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 **50.00**

【チ. 備考】 **特別用途地区(戸建住宅等、165㎡以上、外壁後退1.5m以上)**

【18. その他必要な事項】

◆記載例C' [容積80%/建ぺい40%]

- ・用途が戸建住宅等である
- ・敷地面積が165㎡未満であるが、既存敷地等である
- ・外壁後退が1.5m未満である

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 **戸建住環境形成地区特別用途地区**，法22条区域
壁面後退距離1.0m，最高高さ制限10m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (160.00) () () ()
(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 **(第一種低層住居専用地域)** () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(**80.00**) () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】
(**50.00**) () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 160.00
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 **80.00**

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 **40.00**

【フ. 備考】 **特別用途地区(戸建住宅等、165㎡未満 [既存敷地等]、外壁後退1.5m未満)**

【18. その他必要な事項】

<基準日に建築物ありの場合>

基準日 (H24.1.5) 以前から建築物の敷地として使用していた●●㎡の既存敷地等

<基準日に建築物なしの場合>

基準日 (H24.1.5) 以前の [所有権or借地権or使用貸借権] に基づく●●㎡の既存敷地等

◆記載例D' [容積80%/建ぺい50%]

- ・用途が戸建住宅等である
- ・敷地面積が165㎡未満であるが、既存敷地等である
- ・外壁後退が1.5m以上である

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 **戸建住環境形成地区特別用途地区**，法22条区域
壁面後退距離1.0m，最高高さ制限10m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (160.00) () () ()
(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 **(第一種低層住居専用地域)** () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(**80.00**) () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】
(**50.00**) () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 160.00
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 **80.00**

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 **50.00**

【フ. 備考】 **特別用途地区(戸建住宅等、165㎡未満 [既存敷地等]、外壁後退1.5m以上)**

【18. その他必要な事項】

<基準日に建築物ありの場合>

基準日 (H24.1.5) 以前から建築物の敷地として使用していた●●㎡の既存敷地等

<基準日に建築物なしの場合>

基準日 (H24.1.5) 以前の [所有権or借地権or使用貸借権] に基づく●●㎡の既存敷地等